

○ふくおか児童生徒健全育成サポート制度運用要綱の制定について(通達)

平成24年12月26日

福岡県警察本部内訓第33号

本部長

この度、ふくおか児童生徒健全育成サポート制度運用要綱を次のとおり制定し、平成25年1月1日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようにされたい。

記

1 趣旨

この内訓は、ふくおか児童生徒健全育成サポート制度(以下「児童生徒サポート制度」という。)の運用について、必要な事項を定めるものとする。

2 児童生徒サポート制度

(1) 目的

児童生徒サポート制度は、県内の学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。以下同じ。)に在籍する児童又は生徒(以下「児童生徒」という。)の非行等の問題行動並びに犯罪及び事故の被害の防止に関し、警察と学校とが必要な情報交換を行うなどして相互の連携を図り、もって児童生徒の健全育成に資することを目的とする。

(2) 連携の内容

警察署長は、児童生徒の非行等の問題行動並びに犯罪及び事故の被害の防止に関する情報を学校の長(以下「学校長」という。)と相互に交換し、必要に応じて、それぞれの問題の解決のため、協議を行うものとする。

3 連絡責任者及び連絡担当者

(1) 連絡責任者

ア 警察署に、連絡責任者を置き、警察署長をもって充てる。

イ 連絡責任者は、警察署における児童生徒サポート制度による連絡(以下「連絡」という。)の適正な運用を管理するものとする。

(2) 連絡担当者

ア 連絡責任者は、生活安全部少年課の分掌事務を所掌する課の長を連絡担当者に指定するものとする。

イ 連絡担当者は、連絡責任者を補佐し、学校長への連絡に関する必要な事務を行うものとする。

4 連絡対象事案等

(1) 連絡対象事案

連絡の対象となる事案(以下「連絡対象事案」という。)は、次のとおりとする。

ア 連絡責任者から学校長への連絡に係る連絡対象事案

(ア) 逮捕事案

(イ) 逮捕事案以外の事案で、次に掲げる理由により連絡責任者が継続的な対応を必要と認めるもの

- a 児童生徒が粗暴行為等を敢行する非行集団の構成員であること。
- b 他の児童生徒に影響が及ぶおそれがあること。
- c 児童生徒が複数で非行に及んでいること。
- d 児童生徒が非行を繰り返していること。
- e 児童生徒が不良行為を繰り返しており、罪を犯すおそれがあること。

(ウ) 児童生徒の犯罪被害に係る事案で、連絡責任者が学校長への連絡の必要性を認めるもの

(エ) 児童生徒の善行事案

イ 学校長から連絡責任者への連絡に係る連絡対象事案

(ア) 児童生徒の非行等の問題行動又はその問題行動による被害の防止のため、学校長が連絡責任者への連絡を必要と認める事案

(イ) 学校内外における児童生徒の安全の確保又は犯罪の被害の防止のため、学校長が連絡責任者への連絡を必要と認める事案

(2) 連絡

連絡責任者は、(1)のアに掲げる連絡対象事案を認めた場合は、この内訓の定めるところにより学校長に連絡をするものとする。ただし、捜査、調査その他の理由により連絡をするのが適当でないと認めるときは、連絡をしないことができる。

5 連絡事項

連絡対象事案として連絡をする事項は、当該連絡対象事案の概要、当該児童生徒の氏名その他児童生徒の健全育成に資するために必要な情報とする。

6 連絡の要領等

(1) 連絡の要領

ア 連絡担当者は、連絡対象事案と思われる事案を認知した場合で、児童生徒の健全育成上連絡責任者に報告する必要があると認めるときは、警察から学校への連絡検討表(様式第1

号)により、連絡責任者に報告するものとする。

イ 連絡担当者は、連絡をすることとされた連絡対象事案については、口頭又は電話により学校の連絡を担当する者(以下「学校担当者」という。)に速やかに連絡をするものとする。

(2) 保護者への通知等

連絡担当者は、連絡をする場合は、あらかじめ保護者に対してその旨を確実に伝えるものとする。この場合において、保護者の理解及び協力を確保するよう努めるものとする。

7 学校長からの連絡に対する措置

連絡責任者は、学校長からの連絡があった場合は、学校からの連絡表(様式第2号)により今後の措置等についての処理方針を検討の上、当該連絡対象事案に対する適切な措置を講じるものとする。

8 管轄区域外における事案の取扱い

連絡責任者は、自署の管轄区域外の学校(県内の学校に限る。)の児童生徒に係る連絡対象事案を取り扱った場合で連絡の必要があるときは、自署の連絡担当者をして、当該児童生徒が在籍する学校における学校担当者に連絡をさせた後、当該学校の所在地を管轄する警察署の連絡担当者にその旨を通知させるものとする。

9 秘密の保持

連絡責任者その他連絡に係る事務に従事する職員は、学校長から提供を受けた情報又はこれに基づく学校との連携活動によって得られた情報については、正当な理由がある場合を除き、他に漏らし、又は児童生徒サポート制度の趣旨を逸脱した取扱いをしてはならない。

10 連携上の配慮事項

(1) 情報の一元化及び管理

連絡責任者は、連絡対象事案については、生活安全部門に限らず、刑事、交通等他の部門にも関係がある場合もあることから、それぞれの部門間の連携を推進し、情報の一元化を図るとともに、情報の管理を徹底するものとする。

(2) 正確な伝達

連絡責任者は、関係者が多数の事案、複雑な事案等については、食い違いのないよう連絡をする内容を十分に精査し、正確な伝達に努めるものとする。

(3) 不利益処遇の回避

児童生徒サポート制度の趣旨を踏まえ、連絡責任者は、学校長への連絡の際は、当該学校長に対し、連絡対象事案のみを理由とする児童生徒の退学等の短絡的な不利益処遇を行うことがないよう確認を行うものとする。

(4) 再非行防止及び健全育成への配慮

連絡責任者は、連絡をした後においても、個々の事案に応じて学校長と緊密な連携を図り、適切な措置が講じられるよう十分に配慮するものとする。

11 実施状況の確認

連絡責任者は、毎月の連絡の実施状況を確認した上、ふくおか児童生徒健全育成サポート制度実施状況表(様式第3号)により翌月の7日までに生活安全部少年課長に報告するものとする。

12 関係書類の保存

(1) 生活安全部少年課に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
ふくおか児童生徒健全育成サポート制度実施状況簿	ふくおか児童生徒健全育成サポート制度実施状況表	1年

(2) 警察署に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
ふくおか児童生徒健全育成サポート制度運用管理簿	警察から学校への連絡検討表	1年
	学校からの連絡表	
	ふくおか児童生徒健全育成サポート制度実施状況表(写し)	